

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公開番号】特開2010-272511(P2010-272511A)

【公開日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-24839(P2010-24839)

【国際特許分類】

H 01M 4/13 (2010.01)

H 01M 4/62 (2006.01)

H 01M 4/139 (2010.01)

H 01M 10/0566 (2010.01)

【F I】

H 01M 4/02 1 0 1

H 01M 4/62 Z

H 01M 4/02 1 0 8

H 01M 10/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月2日(2012.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極活性物質粒子と、結着物質である金属酸化物を生成するための金属元素含有化合物とが少なくとも含有される電極活性物質層形成溶液を、集電体上の少なくとも一部に塗布して塗膜を形成する塗布工程と、

上記塗布工程後に実施される加熱工程であって、上記塗膜を加熱して溶媒を蒸発させるとともに、上記金属元素含有化合物を熱分解して金属酸化物を生成することによって、上記集電体上に金属酸化物と上記電極活性物質粒子とを含有する電極活性物質層を形成する加熱工程とを含み、

上記加熱工程において生成される金属酸化物が、アルカリ金属イオン挿入脱離反応を示さない金属酸化物となるよう、上記塗布工程に用いられる上記金属元素含有化合物を予め選択し、且つ、

上記加熱工程における加熱温度を、上記金属元素含有化合物の熱分解開始温度以上であって、上記加熱工程において生成される金属酸化物の結晶化温度未満である温度とすることを特徴とする非水電解液二次電池用電極板の製造方法。

【請求項2】

上記金属元素含有化合物が、金属塩であることを特徴とする請求項1に記載の非水電解液二次電池用電極板の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

即ち、本発明は、

(1) 電極活物質粒子と、結着物質である金属酸化物を生成するための金属元素含有化合物とが少なくとも含有される電極活物質層形成溶液を、集電体上の少なくとも一部に塗布して塗膜を形成する塗布工程と、上記塗布工程後に実施される加熱工程であって、上記塗膜を加熱して溶媒を蒸発させるとともに、上記金属元素含有化合物を熱分解して金属酸化物を生成することによって、上記集電体上に金属酸化物と上記電極活物質粒子とを含有する電極活物質層を形成する加熱工程とを含み、上記加熱工程において生成される金属酸化物が、アルカリ金属イオン挿入脱離反応を示さない金属酸化物となるよう、上記塗布工程に用いられる上記金属元素含有化合物を予め選択し、且つ、上記加熱工程における加熱温度を、上記金属元素含有化合物の熱分解開始温度以上であって、上記加熱工程において生成される金属酸化物の結晶化温度未満である温度とすることを特徴とする非水電解液二次電池用電極板の製造方法、

(2) 上記金属元素含有化合物が、金属塩であることを特徴とする上記(1)に記載の非水電解液二次電池用電極板の製造方法、
を要旨とするものである。